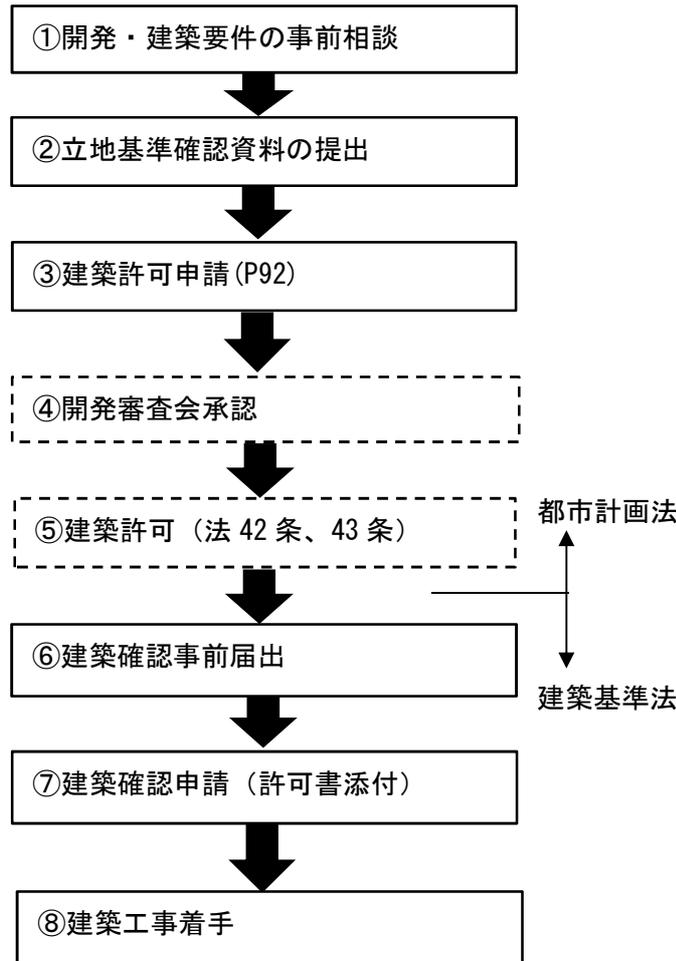


市街化調整区域における都市計画法の手続き（建築許可）

市街化調整区域においては、原則として開発行為（建築目的の土地の区画形質の変更）や建築行為が禁止されていますが、市街化調整区域でなければ建築できないものや周辺住民の日常利便施設として神戸市が定めた基準に適合するものについては、特例的に容認すべきものとして許可を行っています。

このため、市街化調整区域で建物を建てたり、建物用途を変更する等、土地の区画形質の変更がなくても、以下の手続きが必要となるので、必ず事前に相談ください。



は申請者側の手続き
 は神戸市側の手続き
 () は開発許可申請の手引きのページ
 ※1 許可申請書は、1部仮提出いただき、内容確認・補正依頼しますので、補正後、申請受付を行います。

※その他法令の規制がある場合、別途許可や承認等が必要な場合がありますので、事前に各法令の担当課にて確認いただきますようお願いいたします。

参考：建築等の許可の標準処理期間 25日

ただし、開発審査会の議を経る場合は日数が異なります。詳細は開発許可申請の手引きP.88をご確認ください。